

第 2 1 回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成 2 6 年 1 月 2 8 日（火）午後 1 時 3 0 分から午後 4 時 1 0 分まで

2 開催場所

福井地方裁判所第 1 会議室及び第 2 会議室，1 号法廷，評議室

3 出席者

(1) 委員

揖斐潔委員（委員長），大谷君枝委員，嶋田照剛委員，松田淑子委員，三井毅委員，山川均委員，橋本修明委員，樋口英明委員（8 名出席）

(2) オブザーバー 鵜飼祐充刑事部総括裁判官

(3) 事務担当者

林刑事首席書記官，藤田刑事訟廷管理官，小林事務局長，西井事務局次長，南出総務課長，海住総務課長，笛吹総務課企画官，谷先総務課庶務係長

4 議事

(1) 裁判員等選任手続模擬体験

(2) 評議室及び 1 号法廷案内

(3) 裁判員等候補者からのアンケート結果説明

(4) 意見交換

5 意見交換要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

(1) 次回開催期日 平成 2 6 年 7 月 2 日（水）午後 1 時 3 0 分

(2) 意見交換のテーマ

裁判所内の案内表示について～利用しやすい裁判所を目指して～

(別紙)

意見交換の要旨

(: 委員 , : 委員長 , : オブザーバー , : 事務担当者)

: 裁判員等選任手続期日(模擬)の6週間前に呼出状が送付されてきたが、期日の8週間程度前に送付されるとよいと思った。自分としても、8週間程度の期間があれば仕事の調整が可能であるし、その程度の期間が用意されていれば、仕事の調整が困難であるという理由での辞退申し出はなくなるのではないかと思う。

: 呼出状が送付される期間については、6週間前から8週間前程度が妥当であると思う。

仕事の調整を円滑に行うためには、むしろ、裁判員及び補充裁判員(以下「裁判員等」という。)に選任されてから裁判員裁判の公判期日までの期間を長く取っていただきたい。選任されるか否か不明確な状況においてスケジュール調整を行うより、選任されてから行うほうが周囲に対する影響も少ない。現在の運用では、辞退申し出を考える候補者もいるのではないか。

: 裁判員等の拘束日数を少なくするために、午前中に選任手続を行い、午後から審理を行う運用をしていた時期もあったが、「心の準備ができない。」、「仕事の調整がつかない。」などの意見があったことから、事案にもよるが、現在、当庁では、選任手続と公判期日までの間に、平日1日を置く運用を行っている。これは、制度開始後4年8か月が経過し、裁判員裁判に対する社会の理解も進んできたこともあり、選任から公判期日までの間に平日1日あれば仕事等の調整が可能であると言っていただけの場合が多いからである。

: 呼出状の封筒に同封されていた説明書や裁判所への地図などの書類は、どれも丁寧で分かりやすく作られていると思った。いずれも候補者に対する気遣いが感じられたが、その中であって、「呼出状」という表記については違和感を感じた。

： 裁判員に対する感謝状に「皆様お一人お一人の御意見が一つ一つの裁判を支え、ひいては日本の社会を支えていくものと思っております。」との記載があり、とてもよい表現だと感じた。この文言を、呼出状に記載することはできないか。

： 法律上、裁判所は裁判員等候補者を呼び出さなければならないとされており、呼出しを受けた候補者は出頭義務を負っている。そのため、選任手続においていただく候補者のために、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」という柔らかい表現を使った上で、その後ろにかっこ書きで「呼出状」と記載して、法律の要請に合致させている。このように、呼出状には一定の要件が備わっている必要があるが、新たに文言を加えることは可能であるので、御意見を参考にして今後検討したい。

： 「裁判員候補者に選ばれた方々へ」という書類の中に「裁判員候補者になったことを公にしないでください」との記載があるが、裁判員のみならず候補者も公にしてはならないのか。また、裁判員に選任されなかった場合にも候補者であったことを公にしてはならないという趣旨か。

： 法律上、裁判員候補者であることを公にしてはならないと規定されている。これは、候補者への接触や働き掛けを防ぎ、候補者自身の平穩を保護するとともに、裁判員裁判の公正さを確保する目的のためである。そのため、選任手続期日までは公にしてはならないということであり、不選任となった方にも候補者であったことの公開を禁じているものではない。本書面の表現が紛らわしいという御指摘は承った。

： 最終的に抽選で裁判員等が選任されるのであれば、抽選方法についての説明が必要ではないか。

： 候補者自身にくじを引いてもらうのではなく、検察官及び弁護人の立ち会いの下、コンピュータで抽選を行っている。抽選で選任する旨は選任手続でお知らせしているが、説明方法等について検討したい。

- : 選任手続において、候補者との間にトラブルはないのか。
- : 候補者には誠実に対応していただき、制度開始後これまでの間にトラブルはない。
- : 選任手続期日に出席した候補者のうち、どのくらいの方が不選任になるのか。
- : 事案にもよるが、選任手続においていただいた候補者から辞退者等を除いた候補者のうち、3分の2程度の方が不選任となる。
- : アンケートの結果によれば、裁判員に選ばれなかったことを不満に感じている候補者の割合が低いように感じるが、不選任者との間にトラブルはないのか。
- : 選任されなかったことについて、残念である旨をアンケートに記載する方はいるが、これまでにトラブルはない。意に沿わず不選任になった候補者もいらっしゃるかもしれないが、御希望の方には、選任手続終了後、一般広報サービスとして、裁判員法廷を見学していただいている。
- : アンケート結果を見ると、選任されなかったことについて「このような制度になっている以上仕方がない」と答えている方が多い。このように理解されていることが、これまでトラブルがなかったことの一因であると思われる。
- : 選任期日においていただいたにもかかわらず不選任となった候補者に対し、感謝の意を表すために、当庁では感謝カードをお渡ししている。このカードについて、より感謝の気持ちをお伝えするため、デザインを刷新し、併せて、当庁の正面玄関に設置されているステンドグラスのはがきをお渡ししたいと考えているが、御意見を伺いたい。
- : 裁判員等に選任されなかった方も、感謝カードをもらったらうれしいと思う。福井の裁判所の建物は県民に広く知られている印象的なものなので、新しいカードにも建物の写真を載せるとよいと思う。
- : この建物に入るとすぐに、美しいステンドグラスが目に入る。そのステン

ドグラスのはがきを感謝カードと共に渡すのは、よい案であると思う。

： 本日、選任手続を体験したが、職員が丁寧な説明を行っており、接遇については全く申し分なかった。正直申し上げると、これまでは、裁判員裁判に参加することに消極的であったが、実際に選任手続を体験した結果、むしろ裁判員裁判を経験してみたいと考えが変わった。実際の候補者も、手続に参加することにより、裁判員等をやりたいという気持ちになるのではないかと感じた。

： 選任手続では、細かい部分にまで配慮が感じられ、職員はよく努力していると思った。裁判所は敷居の高い所だと感じていたが、今回の体験を通じて、これまでの考えが払拭された。また、裁判員裁判にも積極的に参加すべきだと思った。